

# 福島県立医科大学託児所（すぎのこ園）の御案内

## ■ 施設概要

施設の名称	福島県立医科大学託児所 すぎのこ園 (認可外保育施設)
施設の所在地	福島市光が丘10
設置者	公立大学法人福島県立医科大学
設置者代表	理事長 竹之下 誠一
入所定員	90人



室名	保育室(遊戯室)	調理室	トイレ	その他	合計	屋外遊技場
室数	5(1)室	1室	2室	4室	12室	1ヶ所
面積	280.5㎡	20㎡	22.3㎡	51.4㎡	374㎡	2,123㎡

建物の構造 鉄筋コンクリート1階建て  
建物の形態 専用建物

## ■ 保育サービスの概要

### (1) 通常保育

- ・開所日・・・月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く。）
- ・保育時間・・・午前7時15分～午後6時30分  
(延長託児：午後6時30分～午後8時)
- ・対象児・・・0歳児～就学前児（0歳児は、生後8週間を経過した乳幼児）

### (2) 夜間保育

- ・夜間保育実施日・・・毎週月曜日から金曜日のうち利用申込みのあった3日間
- ・保育時間・・・午後5時30分～翌日の午前7時15分  
(延長託児：午後3時30分から繰上預入、午前10時30分まで繰下お迎え)
- ・利用定員・・・9人（うち0歳児は3人まで）
- ・対象児・・・0歳～利用日の属する年度の前日において9歳未満までの乳幼児及び児童（0歳児は、生後8週間を経過した乳幼児）

### (3) 一時保育

就学前の乳幼児を、平日の日中、自宅で養育している配偶者や父母などの親近者等が、急病やけが、冠婚葬祭出席等の理由で一時的に保育できなくなる場合に一時保育を行います。

- ・一時保育実施日・・・月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く。）
- ・利用時間・・・午前7時30分～午後6時00分  
(正午を挟んで午前半日又は午後半日の利用が可能)
- ・利用定員・・・通常保育児数と合わせ施設の定員以内で受入可能な人数。
- ・対象児・・・0歳児～就学前児（0歳児は、生後8週間を経過した乳幼児）
- ・利用日数の制限・・・緊急の場合に使用することから、一月あたり原則として一乳幼児5回までとします。

## ■ 利用対象者

### 御利用できる方

- ・法人に勤務する職員（研修医、准職員及び非常勤職員等を含む。）及び福島県立医科大学に在籍する学生（博士研究員を含む。）

**夜間保育を利用できる方**

すぎのこ園を御利用されていない方でも、予め利用者登録をしていただくことにより夜間保育を御利用いただけます。

- ・すぎのこ園（通常保育）利用者
- ・法人に勤務する職員（研修医、准職員及び非常勤職員等を含む。）及び福島県立医科大学に在籍する学生（博士研究員を含む。）で予め利用者登録を受けた者。

**一時保育を利用できる方**

・法人に勤務する職員（研修医、准職員及び非常勤職員等を含む。）及び福島県立医科大学に在籍する学生（博士研究員を含む。）で予め利用者登録を受けた者。

・上記の者で、就学前の乳幼児を平日の日中、自宅で配偶者又は父母などの親近者等が養育している者。

**■ 利用料金****(1) 通常保育料金（月額）**

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
57,000円	35,600円	29,500円

※同一世帯から2人以上の児童が入所する場合は、最も保育料金の低額な児童が基準額、次に低額な児童が保育料金の1/2の額（100円未満切り捨て）、その他の児童は無料となります。

なお、給食費を別途徴収します。

<延長託児料>

月単位利用：一人につき月額 2,500円

日単位利用：一人につき日額 300円

**(2) 夜間保育料金**

1人につき1回 2,000円。なお、給食費を別途徴収します。

<延長託児料>

午後3時30分から午後4時前までの間に預入の場合 400円

午後4時から午後5時30分前までの間に預入の場合 300円

午前7時15分を超え午前8時30分までの間にお迎えの場合 無料

午前8時30分を超え午前10時までの間にお迎えの場合 300円

午前10時を超え午前10時30分までの間にお迎えの場合 400円

**(3) 一時保育料金**

年齢区分 利用時間	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1日 (7:30~18:00)	2,900円	1,800円	1,500円
午前半日 (7:30~正午)	1,800円	1,100円	900円
午後半日 (正午~18:00)	1,800円	1,100円	900円

※利用時間が午前半日と午後半日にまたがる場合は1日分の保育料金となります。

なお、給食費を別途徴収します。

## ■ 申込方法

### (1) 通常保育のお申し込み

随時利用申込が可能です。利用開始前に、すぎのこ園のスタッフが面談を行いますので、利用申込みは、利用開始日の7日前までをお願いします。

### (2) 夜間保育の利用登録、お申し込み

すぎのこ園入所者以外の方が夜間保育を利用する場合は、事前に利用登録申請が必要になります。利用開始前に、すぎのこ園のスタッフが面談を行いますので、利用登録申請は、利用予定日の7日前までをお願いします。

利用登録後、夜間保育を利用する日の属する月の前月の1日（その日が休日のときは、その日以降で直近の休日でない日）以降から利用希望日の7日前までに利用申込みを受付けます。

利用申込みは、すぎのこ園に受付当日の午前9時以降、ファックスにてお申し込みください。

（すぎのこ園ファックス番号：024-547-2773）

### (3) 一時保育の利用登録、お申し込み

一時保育を利用する場合は、事前に利用登録申請が必要となります。

すぎのこ園のスタッフが面談を行いますので、利用登録申請は、利用予定日の7日前までをお願いします。この事前登録をしていただかないと、養育している方が急病にかかった時などに、お子様をすぐお預かりできませんので、御了承ください。

利用登録後、利用を希望する日の前日午後3時までに、電話又は口頭により直接託児所にお申し込みいただきます。ただし、託児所での当日の受入状況によっては、お預かりできない場合があります。

申 込 先・・・事務局総務課福利厚生係まで申し込み願います。なお、申込用紙は当係でお配りしています。

■ そ の 他・・・託児所のパンフレットを用意しています。御希望の方は事務局総務課福利厚生係あてにお気軽に申し出てください。

お問い合わせ先			
総務課福利厚生係	電話	024-547-1011	内線2007
託児所 すぎのこ園	電話	024-547-1700	内線3810